

長野県産業投資応援条例（平成 17 年長野県条例第 25 号）

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 25 号

改正 平成20年 3 月 24 日 条例第18号 平成23年 3 月 17 日 条例第11号
平成24年 3 月 22 日 条例第23号 平成27年 3 月 19 日 条例第15号
平成28年12月15日 条例第43号 平成30年 3 月 22 日 条例第22号
令和 2 年12月21日 条例第45号 令和 6 年 3 月 21 日 条例第23号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、製造業、情報サービス業等を営む法人等が行う投資を応援することにより雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等が取得する家屋等に係る不動産取得税に対する長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例その他当該法人等の投資を応援するために講ずる措置について定めるものとする。

（不動産取得税の課税免除）

第 2 条 別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人（規則で定めるところにより知事の認定を受けた法人又は個人に限る。）が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間（以下この項及び第 4 条において「対象期間」という。）に当該事業の用に供する家屋及びその敷地である土地（以下この項及び次条において「家屋等」という。）の取得（当該事業の用に供する家屋のうち、対象期間内に取得し又は借り受けた土地を敷地とするもので当該土地を取得し又は借り受けた日の翌日から起算して 1 年以内に建設の着手があったものの取得を含む。第 1 号において同じ。）をした場合における当該家屋等の取得に対しては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、不動産取得税を課さない。

（1） 産業投資応援地域（法人等が行う投資を応援するための財政上又は税制上の措置等を講じている市町村として規則で定める市町村（以下この号において「規則指定市町村」という。）の区域のうち次に掲げる地域等（情報サービス業又はインターネット附随サービス業を営み、又は営もうとする法人又は個人にあっては、規則指定市町村の区域）をいう。次号及び第 4 条において同じ。）内における家屋等の取得であること。

ア 地方公共団体又は土地開発公社が産業用地造成事業（製造業等に必要となる工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、緑地その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地の区域

イ 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 3 条第 1 項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域

エ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する産業導入地区

オ アからエまでに掲げるもののほか、市町村長の申出があった区域で法人等の投資を応援する必要があると認める区域として知事が告示したもの

- (2) 産業投資応援地域内において新設又は増設をした当該事業の用に供する一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）の取得価額が 1 億円以上（情報サービス業又はインターネット附随サービス業にあっては、2,000 万円以上）であること。
- (3) 当該家屋等を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者で、期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の数が 5 人以上であること。
- (4) 当該家屋等が土地の場合にあっては、当該土地の取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があり、かつ、当該取得の日の翌日から起算して 3 年以内に当該家屋を当該事業の用に供すること。
- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を県税事務所に提出しなければならない。

(適用除外)

第 3 条 長野県県税条例第 144 条第 1 項及び第 2 項並びに第 144 条の 2 の規定の適用がある家屋等の取得については、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(補助)

第 4 条 県は、別表に掲げる事業のうち知事が定めるものを営み、又は営もうとする法人又は個人に対し、予算の範囲内において、対象期間（知事が定める場合にあっては、知事が定める期間）内に産業投資応援地域内において当該事業の用に供する不動産等のうち知事が定めるものの取得をした場合における当該不動産等の取得に要する費用の一部を補助するものとする。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の信州ものづくり産業投資応援条例第 3 条の規定は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 17 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の前日に旧条例第 4 条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日条例第 43 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 21 日条例第 45 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（次項において「旧条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の前日に旧条例第 4 条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月21日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

（別表）（第2条、第4条関係）

製造業	情報サービス業	インターネット附随サービス業	倉庫業	自然科学研究所
-----	---------	----------------	-----	---------